

指定通所介護事業所
健康倶楽部あいづ デイサービスセンター「アルク」
重要事項説明書
< 令和6年6月1日 現在 >

1. 当事業所が提供する通所介護サービスについての相談窓口
健康倶楽部あいづ デイサービスセンター「アルク」
電話 0242-85-7773（午前8時30分～午後5時30分）

2. 健康倶楽部あいづ デイサービスセンター「アルク」の概要

(1) 事業の目的

医療法人社団 平成会が開設する健康倶楽部あいづ デイサービスセンター「アルク」（以下「事業所」という。）が行う通所介護サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ①事業所の職員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 提供場所 福島県河沼郡会津坂下町字惣六10

(4) 利用可能設備等 デイサービスルーム 静養室 相談室
浴室（個別浴室、普通浴室、機械浴室）

(5) 通常の事業の実施地域 会津坂下町、会津美里町、柳津町、湯川村、喜多方市、
会津若松市

(6) 事業所の職員体制・職務内容

職 種	資 格	員 数
管理者	介護福祉士、他	1名
看護職員	看護師、准看護師	2名以上
介護職員	介護福祉士、他	5名以上
生活相談員	社会福祉士、社会福祉主事任用、介護福祉士	2名以上
機能訓練指導員	セラピスト*1、看護師、准看護師	2名以上
栄養士又は調理員	管理栄養士、栄養士、調理師、他	1名以上

- ①管理者は、事業所の職員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。
- ②看護職員は、利用者の通所介護サービス計画書に基づく看護の提供に当たる。
- ③介護職員は、利用者の通所介護サービス計画書に基づく介護の提供に当たる。
- ④生活相談員は、利用者及びそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村・他の事業所との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- ⑤機能訓練指導員は、個別の機能訓練計画を作成し、これに基づく機能訓練の提供にあたる。
*1セラピストには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が含まれます。
- ⑥栄養士は、給食管理、栄養指導、調理業務を行う。
- ⑦調理員は、献立に基づき利用者に喜ばれるような調理業務を行う。

(7) 営業日・営業時間

月曜日～日曜日 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前9時30分～午後4時35分

(8) サービス内容

- | | | |
|------------|-----------------|-------------|
| ① 送迎 | ④ 食事 | ⑦ 介護相談・生活相談 |
| ② バイタルチェック | ⑤ 個別機能訓練 | |
| ③ 入浴 | ⑥ レクリエーション・創作活動 | |

(9) 定員 第一号通所事業も含めて 月曜日～金曜日 35名 土曜日・日曜日 30名

3. 料 金

(1) 利用料金 別紙利用料金表参照

(2) 支払方法

① 通常

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払いは、原則として預金口座自動引落しでお願い致します（引き落とし日は毎月25日となり、その日が営業休止日の時には翌営業日となります）。但し、預金口座自動引落しができない場合は契約時にご相談ください。
- ・お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
*事業所の職員は金銭のお預かりはいたしませんのでご了承ください。

② 償還払い

- ・利用者が要介護認定申請中又は保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一旦事業所に一月の利用料金（全額）をお支払い頂きますと、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、各市町村介護保険係の窓口へ提出しますと自己負担を除く額の払戻を受けられます。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

通所介護サービス計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ) 利用者が介護保険施設に入所された場合。

ロ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、要支援1・2及び非該当（自立）と判定された場合。

ハ) 利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

イ) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産し

た場合、利用者は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ロ) 利用者のサービス利用料金の支払を催告したにもかかわらず、その支払が3ヶ月以上遅延した場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5. 施設ご利用にあたっての留意事項

○施設利用中の食事・・・特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただきます。
(栄養状態、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただきます。)

○飲酒・喫煙・・・飲酒、喫煙はご遠慮いただきますようお願いしています。

○火気の取扱い・・・火気防止の為、ライター・マッチ等の持ち込みは出来ません。

○金銭・貴重品の管理・・・現金・貴金属類は、万が一紛失の場合、他のご利用者様に迷惑が及ぶ場合も想定されますので、くれぐれも持参しないで下さい。仮に金品を所持された場合は、ご利用者様の自己責任のもとで管理し、紛失に際して当事業所は一切の賠償に応じ兼ねますのでご注意下さい。

○ペットの持ち込み・・・原則としてできません。

6. 非常災害対策

非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火災・防災等についての責任者を決め、年2回の避難訓練、その他必要な訓練を行います。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 緊急時の対応方法

職員は、通所介護サービスの実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、市町村、利用者のご家族、担当居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、管理者に報告します。

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者からの相談・苦情は

健康倶楽部あいつ デイサービスセンター「アルク」

電話 0242-85-7773 (午前8時30分～午後5時30分)

苦情受付担当者 : 生活相談員

苦情解決責任者 : 管理者

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることもできます。

※第三者委員 橋本 由起子 ・ 星 次

※会津坂下町役場 生活課保険年金班 0242-84-1513

※会津美里町役場 健康ふくし課介護保険係 0242-55-1145

※柳津町役場 町民課住民福祉班 0241-42-2118

※湯川村役場 住民課福祉係 0241-27-8810

※喜多方市役所 高齢福祉課地域包括ケア推進係 0241-24-5242

※会津若松市役所 高齢福祉課介護保険給付グループ 0242-39-1247

※福島県運営適正化委員会 024-523-2943

- (3) 当事業所では、第三者評価の実施はありません。
但し、湖山医療福祉グループとしてサービス改善評価を実施しています。

10. 個人情報の保護

- (1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 当事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
※当事業所における個人情報の取り扱い（個人情報に関する基本方針）は、当事業所の店頭又はホームページで公表します。

11. 身体拘束等の排除

当事業所は、ご利用者様の人格尊重の理念のもとに、身体拘束等の排除に取り組み高齢者虐待防止運動に努めます。但し、ご利用者様又は他のご利用者様等の生命または身体を保護するため緊急を要し、他に代替の方法がなく止むを得ず身体拘束を実施する場合は、ご家族等の同意を得ることとします。

12. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
 - ②虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ③職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
 - ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- 虐待の防止に関する担当者 生活相談員
- (2) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

13. サービス提供記録の開示

- (1) ご利用者から書面又は口頭により、サービス提供記録の開示の申し出があったときは、身分証明書等によりご本人であることを確認の上、開示いたします。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがございます。
- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②本社の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③他の法令に違反することとなる場合
- (2) 開示は、書面により行うものとします。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができます。

(3) サービス提供記録の開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとしします。

14. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに主治医・協力医療機関へ連絡し応急処置を行うとともに利用者のご家族に連絡をします。併せて市町村・担当居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、管理者に報告します。尚、事故発生にかかわる対応の流れにつきましては、別紙参照願います。

健康倶楽部あいづ デイサービスセンター「アルク」のサービス提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書および本書面について重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県河沼郡会津坂下町字惣六10
名称 医療法人社団 平成会
健康倶楽部あいづ デイサービスセンター「アルク」
介護保険指定番号 指定通所介護事業所 0772600441号
平成23年6月1日指定

説明者 氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要事項について、説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者(本人) 住所

氏名

印

ご家族(代理人) 住所

氏名

印